

連続オンライン学習会

# 老朽原発の危険性

第4回

「40年ルール」法制化の際の  
国会審議とは

2022年11月14日（月）17:30～18:30

近藤昭一さん

（衆議院議員・環境委員会委員）



イントロダクション

満田夏花（FoE Japan）

## 経緯

- 8月24日、政府は「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」で、**原発の「7基追加再稼働」や原発の運転期間の延長、次世代革新炉の建設による原発の新增設やリプレース**の検討など、原発推進方針を打ち出す
- 10月5日、原子力規制委員会が資源エネルギー庁を呼び、原発の運転期間の延長の必要性などについて説明させる。原子力規制委員会の山中委員長は、**原発の運転期間は「利用」政策**であるとし、**運転期間上限を定めた原子炉等規制法の規定を削除することを容認**。
- 11月2日、原子力規制委員会は、30年を超えた原発については、定期的に（最長10年ごとに）確認・認可を行う方針を示す。
- 11月8日、経済産業省資源エネルギー庁の原子力小委員会にて、**原発の運転期間の延長について、①現状維持案、②運転期間の上限撤廃案、③運転期間から休止期間を除外する案**、の3案が示される。
- これに対して山中委員長は、**暦年通り以外の規制は考えられないと発言**。

# 経産省・規制委の思惑は？

- 原子炉等規制法の運転期間の上限に係る規定（第四十三条の三の三十二）は削除される？
- 代わりに経産省の所掌する電気事業法に何らかの規定が盛り込まれる？（休止期間を運転期間から除外し、現行の40年+20年を残す？）
- 原子炉等規制法には、30年を超えた原発の最長10年ごとの規制委による確認・認可を行う規定を盛り込む？

現行

運転延長認可  
制度



原則40年、最大60年

原則40年。延長申請に基づき、規制委  
が審査→認可→1回に限り延長

原子炉等規制法

高経年化対策  
制度

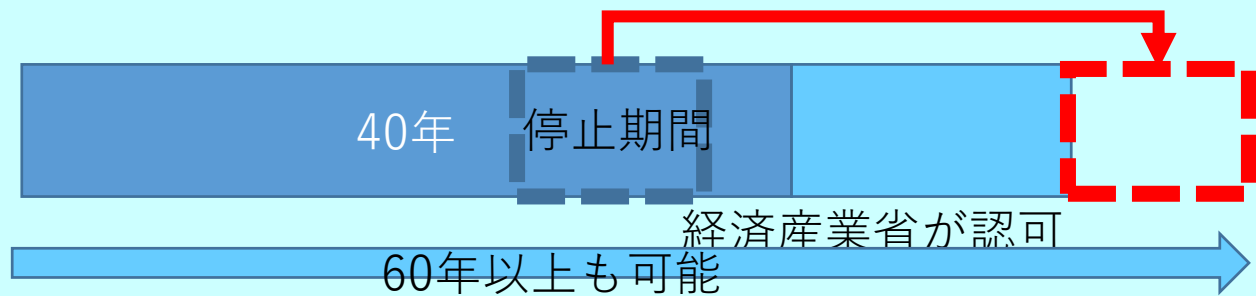


10年ごとに規制委が審査→認可

原子炉等規制法

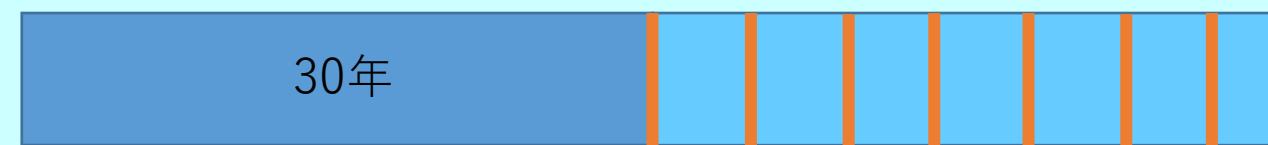
新制度

運転延長認可  
制度



電気事業法

高経年化対策  
制度



最大10年ごとに  
規制委が審査→認可

原子炉等規制法

# 論点

- 「運転期間の上限」（原則40年）は、「規制」の一環である。
  - 2012年、利用と規制の分離が議論され、規制に関する規定は「原子炉等規制法」に整理しなおされた
- 原子力規制委員会による「確認」「審査」で、安全は担保されない。
  - 当初「原則40年」「延長は例外中の例外」とされていたが、事業者の延長申請はすべて認可されている
  - 事業者が行っている評価をなぞっているだけ。原データなどを確認していない。
  - 事業者が行っている評価では不十分。